



環境リスクPress

2019年10月発行／VOL.23

アスベスト関連ニュース 2019年9月

「2020年通常国会に大気汚染防止法改正案提出」環境省

既に各報道機関でも取り上げられている通り、環境省の有識者会議は9月2日、建物の解体などに伴うアスベスト(石綿)飛散防止の強化策をまとめた。規制対象を大幅に広げ、石綿が使われた全ての建物の解体・改修工事について、施工者に事前調査などを義務付ける。年内にも環境相に答申し、環境省は来年の通常国会に大気汚染防止法の改正案を提出する方針であることが解った。

これまで特定建築材料を対象に規制をしてきたが、石綿含有建材も対象となっていき、且つ工事規模に関わらない規制となっていく。

これまでの石綿を含む建材の出荷総量では、届け出義務対象が215万トン程度と見られていたが、全レベルが対象となることで5883万トンが新たに増えていき、工事量は現在の5～20倍にも増加することが見込まれている。石綿を使った建物は各地で老朽化が進み、国土交通省の推計では、石綿が使われた可能性のある民間の建物は280万棟とされ、2028年ごろに解体数は年約10万棟に達すると見込まれ、対策の強化が求められていた。また、環境省では年数十万～100万件の報告が義務化されるとみている。報告主は施工業者や発注者となる見通しで、報告を受けた自治体は解体改修現在に立入検査を実施し、飛散防止などの適切な対策が取られているか確認できる。

規制強化のポイントとしては、①対象を規制拡大し、石綿が使用された全ての建物の解体改修工事 ②石綿の有無に関する事前調査結果の届け出を義務化 ③事前調査を行う者の資格制度導入検討 ④除去作業の記録保存義務と違法な作業の罰則強化 となる。

アスベスト関連ニュース 2019年9月

2001年9月11日から18年での健康被害「粉じん影響か？」

2001年9月11日から18年を経たが、近隣で働いていた人や暮らしていた人の間で、がんの発症率が増加している。当時、ダイオキシン、アスベストなど発がん性物質を含む大量の化学物質が前例のない規模で放出された。消防士ら初期対応者や何か月もがれきの除去に当たったボランティアらが最初に影響を受けた。複数の研究が、これらの人々の間でがんや心臓疾患リスクが増したことを示している。連邦政府による生存者支援プログラム「世界貿易センター健康プログラム」では、約1万人のこうした初期対応者やボランティアの人々ががんと診断されている。そして、今年6月末時点の支援プログラム対象者のうち、初期対応者ではない人の数は約2万1000人だった。これは2016年6月時点の約2倍となっており、このうち約4000人ががん患者で、中でも前立腺がん、乳がん、皮膚がんが多かった。ドナルド・トランプ大統領はこれを受け7月、犠牲者が補償金を請求できる期限を2020年12月から2090年まで延長している(AFP BB)

アスベストではなかった！軍艦島上陸再開

長崎市は、アスベスト(石綿)の疑いがある繊維物質が検出されたとして、7月末から禁じていた国史跡・端島(軍艦島)への上陸を8月10日から再開すると発表した。市観光政策課によると、7月12日の大気調査で繊維濃度が基準値を超え、31日に上陸を禁止。繊維物質が大気汚染防止法で「飛散防止対策」を義務づけるアスベストかどうか再調査を進めていた。8月3日の検査の結果で繊維物質は石膏と塩化ナトリウムと分かり、上陸を認めることにした。(毎日新聞)

過去の環境リスクPressはこちらから [環境リスク.COM](http://www.kankyorisk.com) <http://www.kankyorisk.com>